

酒税法等の改正

目 次	
第一 酒税法の改正……………	920
一 酒類間の税率格差の縮小・解消……………	920
二 酒類の定義の改正……………	932
1 ビールの定義の改正……………	932
2 発泡酒の定義の改正……………	935
3 果実酒の定義の改正……………	936
4 製造免許等に係る経過措置……………	937
5 その他の経過措置……………	938
三 酒税制度の簡素・合理化等……………	938
1 未納税移出手続の簡素化……………	938
2 未納税引取制度の範囲の拡大……………	939
3 承認義務の見直し……………	939
4 申告義務（製造方法等申告書の提出期限）の見直し……………	940
第二 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（酒税関係）の改正……………	940
第三 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（酒税関係）の改正……………	942
1 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置……………	942
2 沖縄県産酒類に係る酒税の差額課税の申告期限の特例……………	942
3 酒販組合に関する経過措置……………	944
第四 その他の制度改正……………	945
1 構造改革特別区域法における酒税法の特例の改正……………	945
2 「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」の概要（議員立法）……………	946

はじめに

平成29年度税制改正においては、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識なくして済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うこととし、あわせて、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から酒税改革を行うとともに、我が国企業の海外における事業展開を阻害することなく、国際的な租税回避により効果的に対応するため外国子会社合算税制を見直すほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行うこととされました。

このうち酒税改革については、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えて

いる状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差を解消する等の税率の見直しを行うとともに、ビール、発泡酒及び果実酒の定義の見直し、未納税移出・未納税引取制度の見直しをはじめとした酒税制度の簡素・合理化等を行うこととされました。

また、酒税法等の改正にあわせて、被災酒類に係る酒税の還付制度の特例の創設、沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置の延長等の改正が行われました。

これらの酒税関係法律の改正を含む「所得税法等の一部を改正する等の法律」は、去る3月27日に参議院本会議で可決・成立し、同月31日に平成29年法律第4号として公布されています。また、次の関係政省令も、同日にそれぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）
- ・ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第114号）
- ・ 酒税法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第22号）
- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第24号）

第一 酒税法の改正

一 酒類間の税率格差の縮小・解消

1 改正前の制度の概要

我が国の酒税は、個々の酒類に対して、税負担能力（担税力）に応じた負担を求めるため、酒類を原料や製法により細かく分類し、それぞれの酒類ごとに、その消費の態様等を勘案して税率が定められてきていました。

この酒税については、平成元年度において、酒類の消費態様の変化及び酒税の国際的な調和等を考慮し、税制の抜本改革の一環として酒税の課税制度が大幅に改められ、清酒やウイスキー等に設けられていた級別制度や一部の高価格品に適用されていた従価税制度が廃止され、各酒類には原則として従量税率が適用される等の改正が行われるとともに、酒類間の税率格差の縮小等を図る観点から各酒類の税負担水準について大幅な見直しが行われました。

また、平成元年度の税制改正後の累次の酒税改正においても、酒類の生産・消費の状況等を踏まえ、ビールと発泡酒、清酒と果実酒、焼酎とウイスキー等の間における税率格差の縮小等が図られてきました。

しかし、その後における酒類の生産・消費の状況は、酒類全体の消費が減少傾向にある中で、消費者のライフスタイルの変化等により酒類消費の多様化の進展がみられるとともに、酒類の製造技術の向上等により従来とは異なる原料や製法を用いた酒類が生産・供給されるようになり、そうした酒類の消費の増加もみられていました。

このため、平成18年度税制改正においては、酒類の分類を大幅に簡素化するとともに、酒類間の税率格差を縮小する改正が行われました。具体的には、酒類の分類をその製法や性状に着目し「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」及び「混成酒類」の4つの種類に大括り・簡素化し、その分類ごとに、担税力に応じた負担を求める等の観点から基本税率を定めた上で、酒類の生産・消費に与える影響にも配慮しつつ、酒類間の税率格差を縮小・解消する酒税の改正が行われ、今日に至っています。

今回の酒税の改正前の税率構造は、（表1）のように定められていました（旧酒法23、旧措法87の2）。

(表1) 改正前の酒税の税率

区 分	税 率 (1kl当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
発 泡 性 酒 類	220,000円	—
発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)	178,125円	—
〃(麦芽比率25%未満)	134,250円	—
その他の発泡性酒類 (新ジャンル、チューハイ等)	80,000円	—
醸 造 酒 類	140,000円	—
清 酒	120,000円	—
果 実 酒	80,000円	—
蒸 留 酒 類	(アルコール分21度未満) 200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分38度未満) 370,000円	(アルコール分38度以上) 10,000円
混 成 酒 類	(アルコール分21度未満) 220,000円	(アルコール分21度以上) 11,000円
合成清酒	100,000円	—
みりん・雑酒(みりん類似)	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分13度未満) 120,000円	(アルコール分13度以上) 10,000円
粉 末 酒	390,000円	—

○ 発泡性を有しない低アルコール分の蒸留酒類等に係る税率の特例(租税特別措置)

蒸留酒類 (焼酎・ウイスキー・ブランデー・スピリッツ)	(アルコール分9度未満) 80,000円	(アルコール分9度以上13度未満) 10,000円
リキュール	(アルコール分9度未満) 80,000円	(アルコール分9度以上12度未満) 10,000円

- (備考) 1. 発泡性酒類 …… ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類(ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分10度未満で発泡性を有するもの)
2. 醸造酒類 …… 清酒、果実酒、その他の醸造酒(その他の発泡性酒類を除く。)
3. 蒸留酒類 …… 焼酎(連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎)、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ(その他の発泡性酒類を除く。)
4. 混成酒類 …… 合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒(その他の発泡性酒類を除く。)

2 改正の背景

平成18年度税制改正において、酒類の分類を4つの種類に大括り・簡素化するとともに、ビール及び発泡酒以外の発泡性を有する酒類(アルコー

ル分が10度未満のものに限ります。以下「その他の発泡性酒類」といいます。)の税率格差は解消されました。

しかし、発泡性酒類のうち、ビール系飲料(ビール、発泡酒、新ジャンル(その他の発泡性酒類

のうち、ホップを原料の一部とした酒類で一定のものをいいます。以下同じです。))には依然として税率格差が存在していることもあって、ビールや発泡酒の消費数量が逡減傾向にある一方で、低価格で販売されているビールに類似する新ジャンルの消費数量が増加していました。

こうした状況の中で、類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えており、ひいては、酒税の減収につながっているとの指摘があり、同一の分類に属する酒類間の税率格差の縮小・解消に向けた取組が課題とされていました。

また、こうした取組は、国内の酒類全体の消費が減少傾向にある中で、ビールメーカーがビール系飲料の税率格差を意識して、海外ではビールと認められない新ジャンルの製造・販売に貴重な経営資源を投入している状況を改め、海外にも通用するビールの開発競争を促し、ビール産業の国際競争力の強化につなげていくという産業政策の観点からも重要であるとの指摘もありました。

さらには、近年、クラフトビールへの関心の高まりにより、「第2次地ビールブーム」とも言える状況にありますが、ビールの範囲の拡大は、全国各地にある地ビールメーカーが特色あるビールを開発する流れを押し進め、地方創生の後押しになるとの意見もありました。

(参考1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)

第7条 省 略

一 消費課税については、消費税率(地

方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ～ヌ 省 略

ル 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ヲ～ヨ 省 略

二～八 省 略

(参考2) 平成28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日)

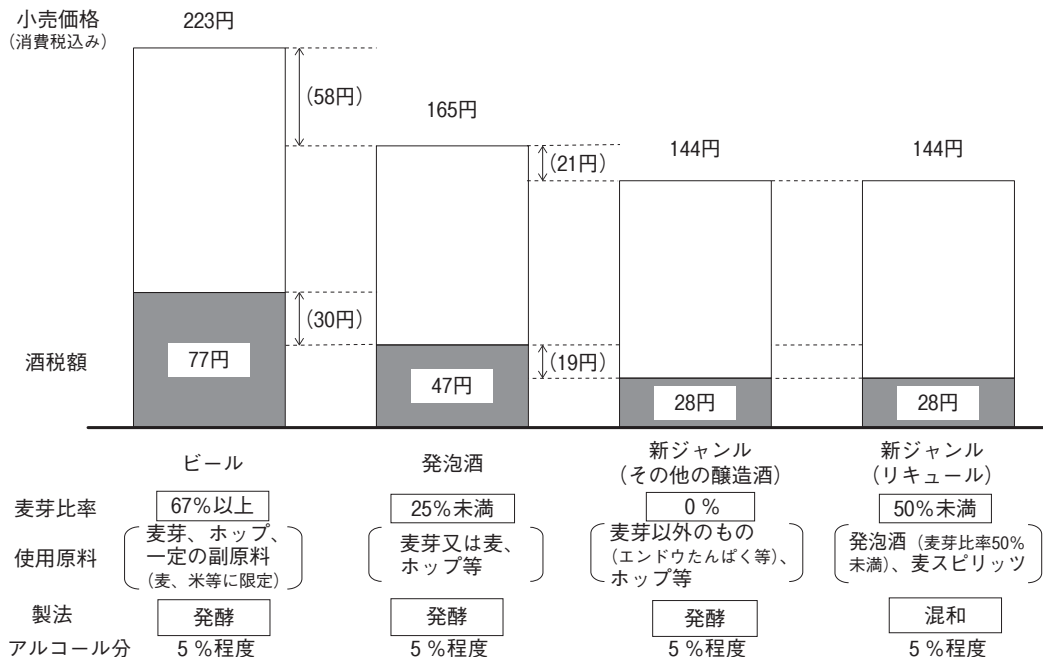
第三 検討事項

「酒税については、同一の分類に属する酒類間における税率格差が、商品開発や販売数量に影響を与え、それがひいては、酒税の減収にもつながっている。

このため、類似する酒類間の税負担の公平性の観点や厳しい財政状況、財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、同一の分類に属する酒類間の税率格差を縮小・解消する方向で見直しを行うこととし、速やかに結論を得る。その際、消費者の影響緩和や酒類製造者の商品開発に配慮するため、一定の経過期間の下で段階的に実施することとし、税率構造の簡素化や各酒類の定義の見直し等も検討する。

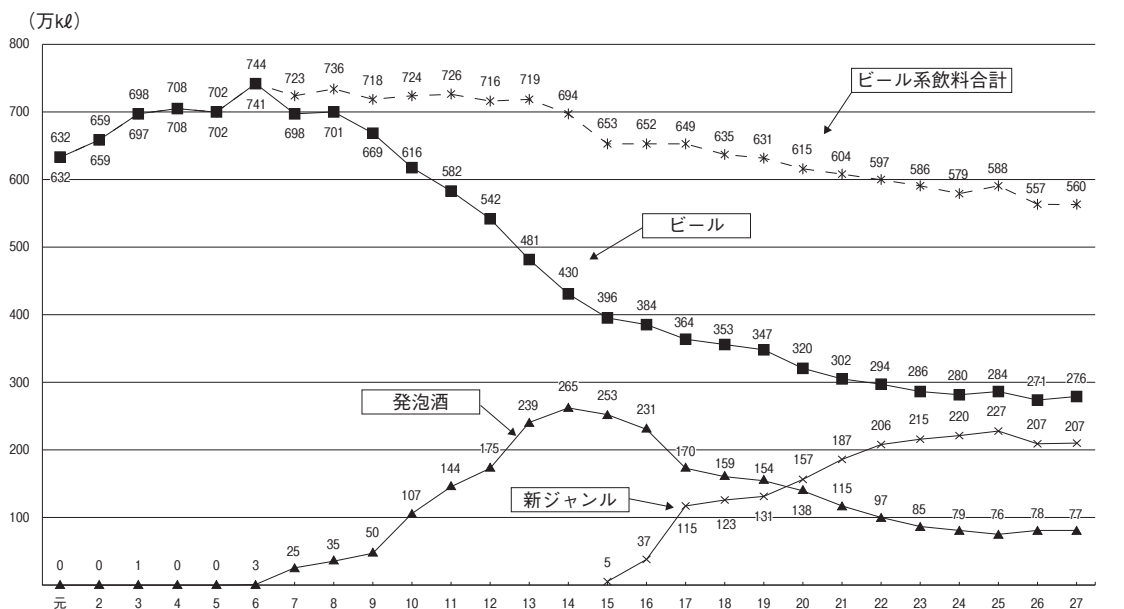
また、平成26年6月に、アルコール健康障害対策基本法が施行されたことにも留意する。」

(参考3) ビール系飲料の酒税額比較 (350ml缶)



(注) 小売価格は、大手コンビニエンスストア3社における代表的な国産商品の平均小売価格。

(参考4) ビール系飲料の課税数量の推移



(注) ビール、発泡酒の課税数量は、国税庁調べ。
新ジャンルの課税数量は、業界発表資料(国産分)と財務省「貿易統計」(輸入分)等に基づき推計。

3 改正の内容

平成29年度税制改正では、こうした状況を踏ま

え、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差を解消することを中心に酒税の税率構造が大幅に改正さ

れました。

具体的な見直しの内容は次のとおりであり、改正後の酒税の税率構造は、(表2)のとおりです。

なお、今回の酒税改革における酒類間の税率格差の縮小・解消は、税制の中立性・公平性を確保する観点からの見直しであり、また、厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、全体として税収中立の下で見直すこととされていますので、改正による増減収額は見込まれていません。

(1) 発泡性酒類（ビール系飲料）

発泡性酒類のうちビール系飲料（ビール、発泡酒、新ジャンル）については、その税率を1klにつき155,000円に統一することとされました（酒法23①一）。

これにより、ビールの税率（発泡性酒類の基本税率）は大幅に引き下げられ、ビールの価格に対する酒税の負担率は戦後最低水準になると見込まれます。また、各国の酒税の税率は様々な事情に基づいて定められているため、単純な比較は適当ではありませんが、ビールの税率の大幅な引下げの結果、諸外国のビールの税率水準と比較しても遜色のない水準となります。

(参考5) 現在の発泡酒の税率は、麦芽比率に応じた三段階の税率とされています。これは昭和37年に酒類の分類の改正等大幅な見直しが行われた際に設けられた制度ですが、その際に、麦芽比率が67%以上のものはビールと同じ税率とされたものの、麦芽比率が低いものについては、当時製造・販売されていたいわゆる模造ビール（アルコール等を使用した麦芽比率20%程度の発泡性を有するビールに類似した麦芽飲料）等を念頭に設定されたものであり、品質が低位にあること等が考慮されて、その税率水準も低位に止められていました。

その後、模造ビール等は減少し、昭和40年代半ばにはほとんど製造されなくな

ったこともあり、発泡酒の税率は累次の酒税改正において、原則としてビールの税率引上げ率と同率に引き上げられてきたことから、それぞれの区分の間の税額差が徐々に拡大していました。

しかしながら、平成に入る頃から、かつての模造ビール等とは品質が異なる多様な発泡酒が販売されるようになるとともに、特に、平成6年以降は、原料・製法がビールと同一で麦芽比率だけが低いもの等、品質的にもビールに近似したものが生産され、ビールの代替品として大量に販売、消費されるようになり、ビールと発泡酒との間で税負担の不公平が顕在化してきました。そこで、平成8年度及び平成15年度の酒税改正において、発泡酒の税率を引き上げるによりビールと発泡酒との間の税率格差の縮小が図られてきました。

今回の酒税改革においては、発泡酒における麦芽比率に応じた課税方法を段階的に廃止して発泡性酒類の基本税率を適用することとし、ビール系飲料における税率格差の解消を図ることとされました。

(2) 発泡性酒類（その他の発泡性酒類）

発泡性酒類のうちビール系飲料以外のその他の発泡性酒類については、その対象範囲をアルコール分11度未満に拡大した上で、果実酒等の他の酒類との税負担のバランスや、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）における不適切飲酒の誘引防止の趣旨を踏まえ、その税率を1klにつき100,000円に引き上げることとされました（酒法23②）。

(3) 醸造酒類

清酒と果実酒については、これまでの酒税の改正において税率格差の縮小が図られてきましたが、今回の酒税改革において税率格差を解消することとされました。具体的には、醸造酒類

の基本税率を1kℓにつき100,000円に引き下げ、清酒と果実酒の特例税率を廃止することとされました（酒法23①二）。

20度を超える1度ごとに10,000円を加えた金額）に引き下げることとされました（酒法23①四）。

(4) 混成酒類（基本税率）

混成酒類の基本税率については、これまで、混成酒類以外の種類のうち最も基本税率が高い発泡性酒類の基本税率と同じ税率を定めていましたが、発泡性酒類の基本税率の引下げにより蒸留酒類の基本税率が最も高い基本税率になったことに伴い、蒸留酒類の基本税率と同じ1kℓにつき200,000円（アルコール分が21度以上のもの）にあつては、200,000円にアルコール分が

(5) 低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率（租税特別措置）

発泡性を有しない低アルコール分の蒸留酒類及びリキュールに係る酒税の特例税率については、その他の発泡性酒類との税負担の公平性を図る観点から、下限税率の適用範囲をアルコール分11度未満に拡大した上で、下限税率を1kℓにつき100,000円に引き上げることとされました（措法87の2）。

(表2) 発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類（基本税率）に係る酒税の税率の改正内容（1kℓ当たり）

区 分	改正前	改正後
発泡性酒類	220,000円	155,000円
発泡酒（アルコール分）	(10度未満)	(—)
〔麦芽比率25%以上 50%未満〕	178,125円	—
(麦芽比率25%未満)	134,250円	—
その他の発泡性酒類（アルコール分）	(10度未満)	(11度未満)
〔ホップを原料の一部と した酒類で一定のもの〕	80,000円	—
〔ホップ及び一定の苦味 料を原料としない酒類〕	80,000円	100,000円
醸造酒類	140,000円	100,000円
清酒	120,000円	—
果実酒	80,000円	—
混成酒類（アルコール分21度未満） 〔アルコール分1度当たりの加算額〕	220,000円 〔11,000円〕	200,000円 〔10,000円〕

(注) 上記の「ホップを原料の一部とした酒類で一定のもの」とは、いわゆる「新ジャンル」をいい、平成35年10月1日から発泡酒の品目に分類されます（後述の二2を参照）。

○ 発泡性を有しない低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率（下限税率）の改正内容（1kℓ当たり）

区 分	改正前	改正後
(アルコール分)	(9度未満)	(11度未満)
蒸留酒類（焼酎、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）、リキュール	80,000円	100,000円

(参考6) 酒税の税率構造の見直しの全体像

改正前	区 分	税 率 (1kl当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
	発泡性酒類 (ビール、発泡酒 (麦芽比率50%以上) 等)	220,000円	—
	発泡酒 (麦芽比率25%以上50%未満)	178,125円	—
	発泡酒 (麦芽比率25%未満)	134,250円	—
	その他の発泡性酒類 (新ジャンル、チューハイ等)	80,000円	—
	醸造酒類	140,000円	—
	清酒	120,000円	—
	果実酒	80,000円	—
	蒸留酒類	(21度未満) 200,000円	(21度以上) 10,000円
	ウイスキー、ブランデー、スピリッツ	(38度未満) 370,000円	(38度以上) 10,000円
	混成酒類	(21度未満) 220,000円	(21度以上) 11,000円
	合成清酒	100,000円	—
	みりん、雑酒 (みりん類似)	20,000円	—
	甘味果実酒、リキュール	(13度未満) 120,000円	(13度以上) 10,000円
	粉末酒	390,000円	—

*低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率 (下限税率) 1kl当たり80,000円、アルコール分9度以上の場合は加算あり



税率構造の見直しの完成後 (平成38年10月)

	区 分	税 率 (1kl当たり)	アルコール分 1度当たりの加算額
	発泡性酒類 (ビール、発泡酒)	155,000円	—
	その他の発泡性酒類 (チューハイ等)	100,000円	—
	醸造酒類	100,000円	—
	蒸留酒類	(21度未満) 200,000円	(21度以上) 10,000円
	ウイスキー、ブランデー、スピリッツ	(38度未満) 370,000円	(38度以上) 10,000円
	混成酒類	(21度未満) 200,000円	(21度以上) 10,000円
	合成清酒	100,000円	—
	みりん、雑酒 (みりん類似)	20,000円	—
	甘味果実酒、リキュール	(13度未満) 120,000円	(13度以上) 10,000円
	粉末酒	390,000円	—

*低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率 (下限税率) 1kl当たり100,000円、アルコール分11度以上の場合は加算あり

4 税率改正の実施時期

上記の税率改正の施行日は平成32年10月1日とされています (改正法附則1八)。ただし、発泡性酒類及び醸造酒類等については、税率の急激な変更が及ぼす消費者及び酒類製造者への影響を緩和する観点から、税率の改正は十分な経過期間を設けて段階的に実施するため、所要の経過措置が設けられています (改正法附則36)。

すなわち、発泡性酒類に係る税率については、平成32年10月1日から平成35年9月30日までの間、平成35年10月1日から平成38年9月30日までの間は経過的な税率を適用することとし、改正後の本則税率は平成38年10月1日から適用することによ

り三段階で税率を統一していくこととされています (改正法附則36①—②④⑤)。

醸造酒類に係る税率については、平成32年10月1日から平成35年9月30日までの間は経過的な税率を適用することとし、改正後の本則税率は平成35年10月1日から適用することにより二段階で税率を統一していくこととされています (改正法附則36①二③)。

発泡性を有しない低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率の下限税率の対象範囲及び下限税率については、平成32年10月1日から平成38年9月30日までの間は経過的な措置として改正前の対象範囲及び税率を適用することとし、改正後の対象範囲及び税率は平成38年10月1日から適用する

こととされています（改正法附則91②）。

以上の経過措置による経過期間とその間における経過的な税率及び平成38年10月1日（醸造酒類にあっては、平成35年10月1日）以降の本則税率の適用関係は（表3）のとおりとなります。

なお、今回の税率の見直しは、平成38年10月1

日までの長期間にわたって段階的に実施されることを考慮して、段階的な税率改正の都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされています（改正法附則142）。

（表3） 発泡性酒類、醸造酒類及び混成酒類（基本税率）の税率の適用関係（1kℓ当たり）

区 分	改正前	平成32年10月1日	平成35年10月1日	平成38年10月1日
		（ ） 平成35年9月30日	（ ） 平成38年9月30日	（ ） （改正後の本則税率）
発泡性酒類	220,000円	200,000円	181,000円	155,000円
発泡酒（アルコール分）	（10度未満）	（10度未満）	（10度未満）	（ — ）
〔麦芽比率25%以上 50%未満〕	178,125円	167,125円	155,000円	—
（麦芽比率25%未満） （いわゆる「新ジャンル」）	134,250円	134,250円	134,250円	—
—	—	—	134,250円	—
その他の発泡性酒類 （アルコール分） （いわゆる「新ジャンル」）	（10度未満） 80,000円	（10度未満） 108,000円	（10度未満） —	（11度未満） —
〔ホップ及び一定の苦味 料を原料としない酒類〕	80,000円	80,000円	80,000円	100,000円
醸造酒類	140,000円	120,000円	100,000円	100,000円
清酒	120,000円	110,000円	—	—
果実酒	80,000円	90,000円	—	—
混成酒類（アルコール分21度未満） 〔アルコール分1度当たりの加算額〕	220,000円 〔11,000円〕	200,000円 〔10,000円〕	200,000円 〔10,000円〕	200,000円 〔10,000円〕

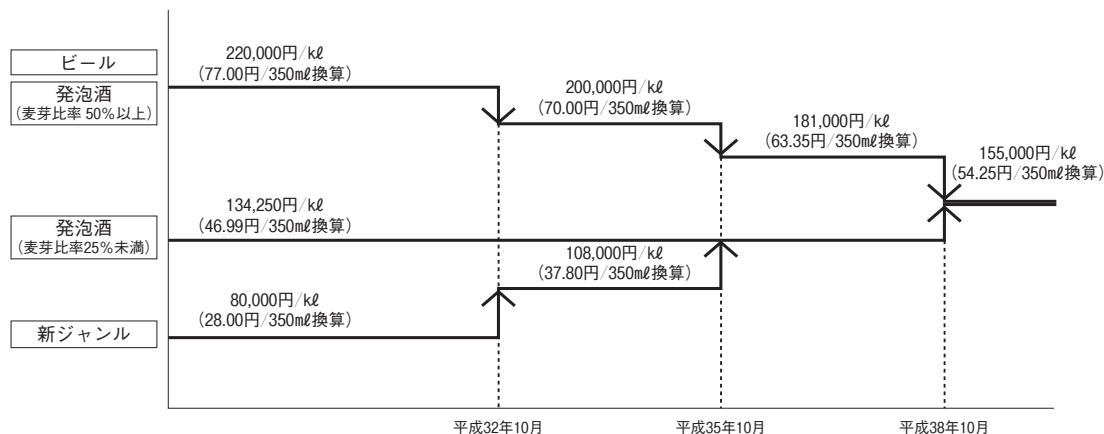
（注） いわゆる「新ジャンル」は、平成35年10月1日から発泡酒に分類されます（後述の二2を参照）。

○ 発泡性を有しない低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率（下限税率）の適用関係（1kℓ当たり）

	改正前	平成32年10月1日	平成35年10月1日	平成38年10月1日
		（ ） 平成35年9月30日	（ ） 平成38年9月30日	（ ） （改正後の本則税率）
（アルコール分）	（9度未満）	（9度未満）	（9度未満）	（11度未満）
蒸留酒類（焼酎、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）、リキュール	80,000円	80,000円	80,000円	100,000円

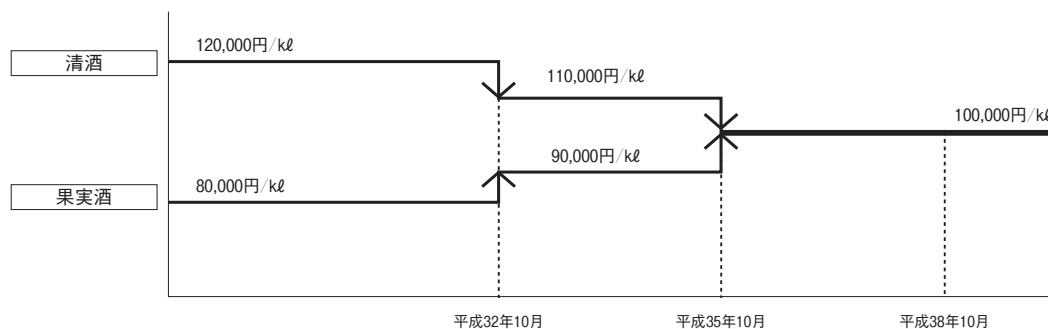
(参考7) 酒類ごとの税率の適用関係

① ビール系飲料



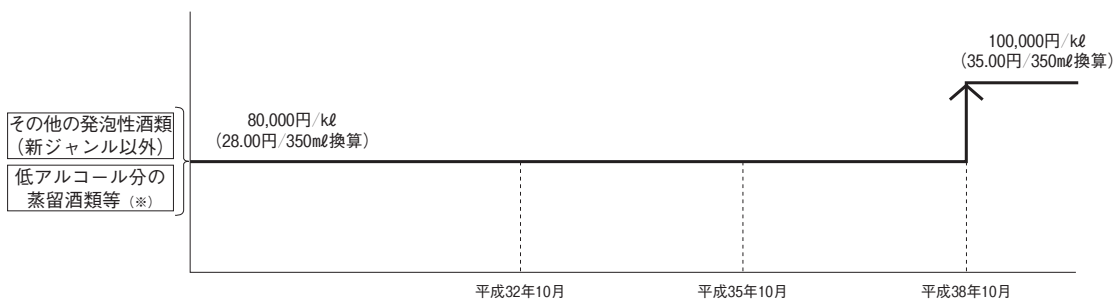
(※) 「発泡酒 (麦芽比率25%以上50%未満)」の税率 (改正前: 178,125円/kℓ) は、第1段階 (平成32年10月) に167,125円/kℓ、第2段階 (平成35年10月) に155,000円/kℓとする。

② 醸造酒類 (清酒・果実酒)



(※) 醸造酒類の基本税率 (清酒・果実酒以外。改正前: 140,000円/kℓ) は、第1段階 (平成32年10月) に120,000円/kℓ、第2段階 (平成35年10月) に100,000円/kℓとする。

③ その他の発泡性酒類 (新ジャンル以外) 及び低アルコール分の蒸留酒類等 (下限税率)



(※) 低アルコール分の蒸留酒類等に係る特例税率 (下限税率)

5 手持品課税及び手持品戻税

酒税やたばこ税等の個別間接税の税率引上げに際しては、従来から、流通段階にある在庫に対して新旧税率の差額を調整する手持品課税が行われてきていますが、今回の酒税の税率改正においても、税率の引上げ対象となる酒類に対しては、手持品課税を行うこととされました。

また、税率の引下げ対象となる酒類で流通段階にある在庫についても、新旧税率の差額を調整する措置として手持品戻税を行うこととされました。

なお、今回の酒税改革による税率改正は、平成32年10月1日、平成35年10月1日及び平成38年10月1日（以下「税率改正の実施日」といいます。）の三段階で実施されますので、手持品課税及び手持品戻税も税率改正の実施日に流通段階にある対象酒類について実施することとされました（改正法附則39）。

(1) 手持品課税

- ① 税率改正の実施日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において、税率改正の実施日の税率改正により酒税額が引き上げられることとなる酒類（以下「引上対象酒類」といいます。）を販売のために所持する酒類の製造者又は販売業者（酒場、料飲店等を含みます。以下同じです。）がある場合において、その所持する引上対象酒類の数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が1,800ℓ以上（税率改正の実施日が平成38年10月1日である場合には、2,000ℓ以上）であるときは、その所持する酒類の製造者又は

販売業者に対して、引上対象酒類に係る手持品課税が行われます（改正法附則39①⑭⑳）。

- ② また、税率改正の実施日に、引上対象酒類を販売のために所持する場合において、その所持する数量が1,800ℓ未満（税率改正の実施日が平成38年10月1日である場合には、2,000ℓ未満）であることにより手持品課税の適用を受けない酒類の製造者又は販売業者であっても、税率改正の実施日の都度、手持品課税の申告期限までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税の適用を受ける旨の届出をした場合には、その届出をした酒類の製造者又は販売業者が税率改正の実施日に所持する引上対象酒類について手持品課税が行われます（改正法附則39②⑮㉑）。

（注）手持品課税の適用を受けない酒類の製造者又は販売業者は、本来、手持品課税の適用を受ける旨の届出をする必要はないのですが、手持品戻税（下記(2)を参照）の適用が手持品課税の適用を受ける者に限られているため、例えば、手持品課税の酒税額よりも手持品戻税の酒税額が多く、その差額の還付を受けようとする場合には、手持品課税の適用を受ける必要があります。

- ③ この手持品課税により課税される酒税額は、税率改正の実施日における改正後の酒税額と改正前の酒税額との差額とされています（改正法附則39③⑯㉒）。主な酒類の税率改正の実施日ごとの具体的な手持品課税の酒税額は、次のとおりです。

税率改正の実施日 引上対象酒類	平成32年10月1日	平成35年10月1日	平成38年10月1日
発泡酒（麦芽比率25%未満）	—	—	20,750円 /kℓ
新ジャンル	28,000円 /kℓ	26,250円 /kℓ	20,750円 /kℓ
その他の発泡性酒類	—	—	20,000円 /kℓ
果実酒	10,000円 /kℓ	10,000円 /kℓ	—
低アルコール分の蒸留酒類等 （アルコール分9度未満）	—	—	20,000円 /kℓ

(2) 手持品戻税

- ① 税率改正の実施日に所持する引上対象酒類について手持品課税の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、税率改正の実施日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において、税率改正の実施日の税率改正により酒税額が引き下げられることとなる酒類（以下「引下対象酒類」といいます。）を販売のために所持する場合には、引下対象酒類に係る酒税額に相当する金額を手持品課税の酒税額から控除することとされています（改正法附則39④⑰⑳）。

なお、この手持品戻税の適用を受けて酒税額の控除を受けた酒類に係る酒税法第30条第

1項、第3項及び第5項並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（以下「災害減免法」といいます。）第7条第1項、第3項及び第4項の規定により酒税額の控除を行う場合には、税率引下げ後の税率で課されるものとした場合の酒税額に基づいて行うこととされています。

- ② この手持品戻税により控除される酒税額は、税率改正の実施日における改正前の酒税額と改正後の酒税額との差額とされています（改正法附則39⑤⑳㉑）。主な酒類の税率改正の実施日ごとの具体的な手持品戻税の酒税額は、次のとおりです。

税率改正の実施日 引下対象酒類	平成32年10月1日	平成35年10月1日	平成38年10月1日
ビール	20,000円 /kℓ	19,000円 /kℓ	26,000円 /kℓ
発泡酒（麦芽比率50%以上）	20,000円 /kℓ	19,000円 /kℓ	26,000円 /kℓ
発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満）	11,000円 /kℓ	12,125円 /kℓ	—
その他の醸造酒	20,000円 /kℓ	20,000円 /kℓ	—
清酒	10,000円 /kℓ	10,000円 /kℓ	—
混成酒類（みりん類似以外の雑酒） （アルコール分21度未満）	20,000円 /kℓ	—	—

（注） これまでの税率の見直しの際には、引下対象酒類で流通段階にある在庫品に係る新旧税率の調整は、酒税制度に設けられている酒類の製造者に対して行う返品等により酒類が製造場に戻し入れられた場合の酒税の控除制度

（戻入れ控除）を活用していました。すなわち、税率改正時に酒類の製造場又は保税地域以外の場所において在庫品として所持されている引下対象酒類については、いったん酒類の製造場に戻し入れて旧酒税額の控除又は還付を

受け、再移出時に減税後の新酒税額を課するという手続をとることにより税負担の調整を行うこととし、この場合の具体的な手続は、運用上の対応として、現物の酒類の戻入れや再移出をすることなしに一定の書類のやり取りによって調整していました。

しかし、今回の酒税改革では、全酒類の中でも数量のウエイトが大きいビールが引下対象酒類とされており、従来と同様の手続による方法では、酒類の製造者や販売業者の事務負担が大きいと考えられたことや、税負担調整を早期に実施することが引下対象酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者にとって重要であると考えられたことから、流通段階にある引下対象酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者が所轄税務署長に申告する方法を法定化することにより、税率変更に伴う酒税増減額の円滑かつ適正な転嫁を図ることとされました。

(3) 手持品課税等の申告及び納付の手続

手持品課税は申告納税方式により行うこととされ、その方法は次のとおりです。

- ① 税率改正の実施日に引上対象酒類を1,800ℓ以上（税率改正の実施日が平成38年10月1日である場合には、2,000ℓ以上）所持することにより、又は手持品課税の適用を受ける旨の届出により、手持品課税の適用を受けることとなった酒類の製造者又は販売業者は、その所持していた引上対象酒類について、その貯蔵場所ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書（以下「手持品課税等申告書」といいます。）を、税率改正の実施日の都度、手持品課税の申告期限までに貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（改正法附則39⑥⑱⑲⑳）。
- イ その貯蔵場所において所持する手持品課税の適用を受ける酒類の税率の適用区分（品目を含みます。以下同じです。）及びその区分ごとの数量

- ロ イの数量により算定した手持品課税に係る酒税額及びその酒税額の合計額
- ハ その貯蔵場所において所持する手持品戻税の適用を受ける酒類の税率の適用区分及びその区分ごとの数量
- ニ ハの数量により算定した手持品戻税に係る酒税額及びその酒税額の合計額
- ホ ロの酒税額の合計額からニの酒税額の合計額を控除した残額に相当する酒税額
- ヘ ロの酒税額の合計額からニの酒税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、その不足額

- ② 税率改正の実施日に引上対象酒類を販売のために所持していないことにより手持品課税等申告書の提出を要しない酒類の製造者又は販売業者が、税率改正の実施日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において引下対象酒類のみを販売のために所持する場合において、その者が、税率改正の実施日の都度、手持品課税の申告期限までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品戻税の適用を受ける旨の届出をした場合には、その届出をした酒類の製造者又は販売業者は、その届出をした税務署長に手持品課税等申告書を提出することができることとされています（改正法附則39⑦⑱⑲⑳）。
- ③ 手持品課税等申告書を提出した者は、手持品課税の納期限までに、手持品課税等申告書に記載した上記①ホに掲げる酒税額に相当する酒税を国に納付しなければならないこととされています。また、手持品課税等申告書の提出があった場合において、上記①へに掲げる控除不足額があるときは、税務署長は、その申告書を提出した者に対し、その不足額を還付することとされています（改正法附則39⑧⑨⑱⑲⑳）。
- ④ 手持品課税の申告期限及び納期限は、税率改正の実施日ごとに、それぞれ次のとおりとされています（改正法附則39⑥⑧⑱⑲⑳）。

税率改正の実施日	申告期限	納期限
平成32年10月1日	平成32年11月2日	平成33年3月31日
平成35年10月1日	平成35年10月31日	平成36年4月1日
平成38年10月1日	平成38年11月2日	平成39年3月31日

⑤ 次に掲げる場合には、当初の移出又は保税地域からの引取りの際に課された酒税額と手持品課税により課された酒税額との合計額を、その者の酒税額から控除し、又は還付することとされています。この控除等の規定の適用を受けることができる酒類は、今回の手持品課税の対象となった酒類であることについて戻入れ又は移入をした製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたものに限られます(改正法附則39⑫⑰⑳)。

イ 手持品課税の適用を受けた酒類がその酒類を移出した製造場に戻し入れられた場合(その酒類を移出した製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含みます)。

ロ 他の酒類の製造場から移出され又は保税地域から引き取られた酒類で手持品課税の適用を受けたものをその酒類を移出した製造場以外の製造場に移入し、その移入した酒類をその移入した製造場から更に移出し、

又は酒税法第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用した場合

6 未納税移出等に係る経過措置

税率改正の実施日前に未納税移出又は輸出免税の規定の適用を受けて移出された引上対象酒類について、税率改正の実施日以後に条件不履行があり、酒税が課されることとなるときは、その徴収される酒税額は、税率改正の実施日における税率引上げ後の税率によることとされています(改正法附則37)。

また、税率改正の実施日前に未納税引取等の規定の適用を受けて保税地域から免税で引き取られた引上対象酒類について、税率改正の実施日以後に条件不履行があり、酒税が課されることとなったときに適用される税率についても、税率改正の実施日における税率引上げ後の税率によることとされています(改正法附則38)。

これらの経過措置は、税率改正の際に未納税移出等の規定を利用してその税額差を不当に利得するような場合が生じないように配慮したものであり、従来から個別間接税の税率引上げの際には同様の措置が講じられています。

二 酒類の定義の改正

1 ビールの定義の改正

(1) 改正前の制度の概要

酒税法においては、酒類を17の品目に区分していますが、それぞれの酒類の具体的な範囲については、原料、製法、性状等により定義されています。

このうち、ビールの範囲は、次のように定義されています。

○ ビールの定義(旧酒法3十二)

次の酒類でアルコール分が20度未満のものをいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの

ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの(その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の100分の50を超えないものに限る。)

(注)「麦その他の政令で定める物品」は、酒税法施行令において、「麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしょ、でん粉、糖類又は財務省令で定める苦味料若しくは着色料」が定められています。

(2) 改正の内容

今回の酒税改革では、ビールと発泡酒を含むビール系飲料の税率を統一することとされたほか、地域の特産品を使用した発泡酒をビールに位置付けることでビール市場の活性化を図っていく等の観点から、ビールの副原料の範囲の拡大、麦芽比率要件やビールの製法の緩和を図ることによりビールの範囲を拡大することとされました。

今回のビールの範囲の拡大は、ビールに係る税率の大幅引下げと相まって、ビールメーカーが消費者にとって真に魅力あるビールの商品開発に力を入れて、より魅力的な商品が提供されていくことで、消費者にとってもビールの選択肢が広がり、ビールを飲む楽しみが広がっていくことが期待されます。

また、地域の特産品等を副原料に用いた商品を『ビール』として販売できることとなり、地域の特色を活かした魅力ある商品の開発が進み、地方創生の牽引役となることが期待されます。

具体的な見直しの内容は以下のとおりです。

① ビールの副原料の範囲の拡大

改正前の酒税法では、ビールの原料は、麦芽、ホップ及び水が必須原料とされるとともに、副原料として使用できるものは、麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしょ、でん粉等に限定されていました。このため、法令で副原料として定められた物品以外の物品（果実、香味料等）を原料として使用した場合には、麦芽比率が高くても、ビールではなく発泡酒に分類されていました。

近年、クラフトビールへの関心が高まりつつありますが、全国の小規模な地ビールメーカーでは、果実等をはじめとする地域の特産品を副原料に使用した発泡酒の製造が行われています。また、わが国でも消費が増えつつある海外のビールには副原料に果実や香辛料等の使用が認められている例があります。

このため、今回の酒税改革においては、多様な香味を持つビールの製造が可能になるよ

う、地ビールメーカーにおいて発泡酒の原料として使用されている物品や、海外においてビールの原料として認められている物品の状況等を踏まえ、ビールの副原料の範囲を拡大することとされました（酒法3十二、酒令6、酒規4）。

ただし、新たに拡大された副原料を大量に使用した商品は、ビール本来の姿から大きく乖離することが考えられることから、その使用する副原料の重量の合計は、ビールの必須原料である麦芽の重量の100分の5を超えない範囲に限ることとされました（酒法3十二）。したがって、この制限を超えて新たな副原料を使用した酒類を製造する場合には、従来どおり「発泡酒」に分類されることになります。

《新たに拡大された副原料の範囲》

イ 果実（果実を乾燥させ、若しくは煮つめたもの又は濃縮した果汁を含みます。）

ロ コリアンダー又はその種

ハ ビールに香り又は味を付けるため使用する次の物品

(イ) こしょう、シナモン、クローブ、さんしょうその他の香辛料又はその原料

(ロ) カモミール、セージ、バジル、レモングラスその他のハーブ

(ハ) かんしょ、かぼちゃその他の野菜（野菜を乾燥させ、又は煮つめたものを含みます。）

(ニ) そば又はごま

(ホ) 蜂蜜その他の含糖質物、食塩又はみそ

(ヘ) 花又は茶、コーヒー、ココア若しくはこれらの調製品

(ト) かき、こんぶ、わかめ又はかつお節

② 麦芽比率要件の緩和

改正前の酒税法では、ビールの原料として麦、米、とうもろこし等の一定の副原料の使用が認められていましたが、その使用する副原料の重量は麦芽の重量の100分の50を超えない範囲（麦芽比率67%以上）に限ることと

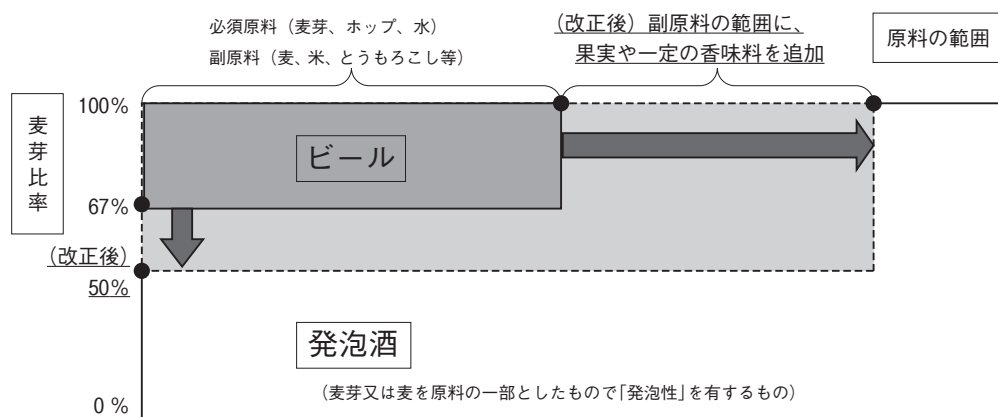
されてきました。このため、使用する副原料の重量が麦芽の重量の100分の50を超える場合（麦芽比率が67%を下回る場合）には発泡酒に分類されていました。

今回の酒税改革においては、酒類の製造技術の向上等によりビールの麦芽の使用割合を引き下げても現在のビールと同品質の商品の製造が可能であることを踏まえ、ビールの副原料の使用量の制限を緩和して多様な商品開発を促す観点から、使用する副原料の重量は

麦芽の重量を超えない範囲（麦芽比率50%以上）に引き下げることとされました（酒法三十二）。

（注） ビールの麦芽比率は、旧麦酒税法にビールの定義が創設された明治38年（1905年）に77%以上と規定され、明治41年（1908年）に67%以上に引き下げられて以後は改正が行われずに現行の酒税法に引き継がれ、現在に至っています。

（参考8） ビールの定義の拡大



（参考9） ビールの副原料の範囲拡大

副原料の 範囲の拡大 ↓	必須原料 麦芽、ホップ、水
	【改正前】 副原料 [発酵助成や品質調整が目的]
	麦、米、とうもろこし、こうりゃん、ばれいしょ、でん粉、糖類又はカラメル
【改正後】 追加副原料 ^(※) [香り付けや味付けが目的]	
①果実	⑥そば・ごま
②コリアンダー・コリアンダーシード	⑦含糖質物(蜂蜜、黒糖等)・食塩・みそ
③香辛料(胡椒、山椒等)	⑧花
④ハーブ(カモミール、バジル等)	⑨茶・コーヒー・ココア(これらの調製品を含む)
⑤野菜	⑩かき(牡蠣)・こんぶ・わかめ・かつお節

(※) 上記の追加副原料の重量の合計は、麦芽の重量の5%まで。

③ ビールの製法の緩和

改正前の酒税法におけるビールは、麦芽、ホップ及び水等を発酵させたものと定義されており、その製成時期は主発酵が終了したときとされていました。このため、例えば、ビールの原料として認められている物品であっても、それを主発酵が終了してビールが製成された後に混和した場合には、その後の発酵の有無にかかわらず、新たに発泡酒を製造したものとされていました。

しかし、諸外国におけるビールの製法の中には、主発酵が終了した後にホップ等の原料を加える製法もビールの製法として認められているところ。そこで、わが国においても多様なビールの製造を可能にする観点から、麦芽、ホップ及び水等を原料として発酵させて製成したビールに、ホップ又は新たにビールの副原料として拡大された物品（上記①を参照）を加えて発酵させたものについてもビールに分類されるよう、ビールの製法の要件が緩和されました（酒法三十二、酒令六）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日から適用されます（改正法附則一五）。

2 発泡酒の定義の改正

(1) 改正前の制度の概要

酒税法においては、酒類を17の品目に区分していますが、それぞれの酒類の具体的な範囲については、原料、製法、性状等により定義されています。

このうち、発泡酒の範囲は、次のように定義されています。

○ 発泡酒の定義（旧酒法三十八）

麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するものでアルコール分が20度未満のものをいう。ただし、第7号（清酒）から第17号（原料用アルコール）までのいずれかに該当するもの及び麦芽又は麦を原料の一部と

したアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。

(2) 改正の内容

改正前の酒税法における発泡酒は、麦芽又は麦以外の物品の使用に制限はありませんが、麦芽又は麦を原料の一部に使用する必要がありました。また、麦芽又は麦由来の蒸留酒を原料に使用した酒類は発泡酒に分類されませんでした。

ところで、平成15年以降、ビールや発泡酒に品質が近似しているにもかかわらず、麦芽や麦を使用しない酒類や、発泡酒に麦スピリッツを加えた酒類（これらを総称して「新ジャンル」といいます。）の生産・消費が増加傾向にありましたが、新ジャンルの酒税法における品目は発泡酒ではなく、その他の醸造酒やリキュールに分類され、発泡酒の税率よりも低いその他の発泡性酒類の税率が適用されていました。

今回の酒税改革では、ビール系飲料に係る税率を統一することとされましたが、これに伴い、ビール以外のビール系飲料を広くビールと同じ税率が適用される発泡酒の範囲に包含し、改革を進めていくこととされました。具体的には、新ジャンルにはビールの必須原料であるホップが使用されていることや、将来的に、麦芽、麦及びホップのいずれの原料も使用せずに、香味や色沢がビールや発泡酒に類似した酒類が開発される可能性があること等を踏まえ、発泡酒の定義を改正し、次の酒類を発泡酒の範囲に含めることとされました（酒法三十八）。

① 麦芽又は麦を原料に使用しない発泡性を有する酒類のうち、その原料の一部にホップを使用しているもの

② 麦芽、麦及びホップを原料に使用しない発泡性を有する酒類のうち、香味・色沢等の性状がビールに類似するものとして、吸光度分析法によって測定した数値を基礎として算出したビールの特徴である苦味価の値と色度の値がそれぞれ一定の数値以上のもの
これにより、ホップを原料に使用している新

ジャンルを発泡酒に位置付ける（上記①）とともに、将来的に開発され得るビール類似商品も発泡酒に分類（上記②）することで、前述の税率構造の見直しとあわせてビール系飲料の税率の統一を図ることとされました。

（参考）みなし製造が適用される場合の品目判定の改正

現行酒税法では、酒類に水以外の物品（当該酒類と同一の品目の酒類を除きます。）を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、一定の場合を除き、新たに酒類を製造したものとみなされていますが、酒類に炭酸ガス（炭酸水を含みます。以下同じです。）を混和した場合の新たな酒類の品目は、別段の定めがある場合を除き、混和前の酒類の品目とされています（旧酒法43②）。

今回の酒税改革では、発泡酒の範囲を拡

大し、香味、色沢等の性状がビールに類似する発泡性を有する酒類を発泡酒に位置付けた上でビールと同一の税率を適用することとされましたが、例えば、発泡性を有しない酒類に炭酸ガスを混和して発泡酒の定義に該当する酒類とした場合において、その酒類の品目を混和前の酒類の品目とする、発泡酒の税率よりも低いその他の発泡性酒類の税率が適用されることとなります。そこで、酒類に炭酸ガスを混和した酒類が発泡酒の定義に該当する場合には、混和前の酒類の品目とする規定を適用しないこととし、混和後の品目である発泡酒に分類することとされました（酒法43②ただし書）。

（3）適用関係

上記の改正は、平成35年10月1日から適用されます（改正法附則1九）。

（参考10）ビール系飲料の定義の改正内容

		税率(350ml換算)
改正前	ビール	77.00円
	発泡酒	46.99円
	新ジャンル	28.00円
	その他の発泡性酒類	
改革完成後	ビール	54.25円
	発泡酒	54.25円
	その他の発泡性酒類	35.00円



3 果実酒の定義の改正

(1) 改正前の制度の概要

酒税法においては、酒類を17の品目に区分していますが、それぞれの酒類の具体的な範囲については、原料、製法、性状等により定義されています。

このうち、果実酒の範囲は、次のように定義

されています。

○ 果実酒の定義（旧酒法3十三）

次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のもの（次のロからニまでのものはアルコール分が15度以上のものその他一定のものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハマまでの酒類にブランデー等又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの。ただし、ブランデー等を加えたものは、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の10を超えないものに限る。

(2) 改正の内容

一般に果実酒の貯蔵方法には樽貯蔵とタンク貯蔵があります。樽貯蔵の場合には樽の成分が自然に浸出して香味が付されますが、タンク貯蔵の場合においては、樽貯蔵の場合と同様の香味を付すために、樽に使用するオーク材を粉砕加工したオークチップを浸してその成分を浸出させる場合があります。

改正前の酒税法では、果実酒を樽に貯蔵した場合には果実酒に分類されますが、果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させた酒類は甘味果実酒に分類されていました。

ところで、果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させる方法は、諸外国においても果実酒の製法として普及しています。また、樽に貯蔵して香味等の成分を浸出させる方法と果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させる方法は、ともにオーク材の成分が果実酒に浸出する点では変わりありません。

このため、今回の酒税改革においては、果実酒の定義を見直し、果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させたものを果実酒の範囲に含めることとされました（酒法3十三ホ）。

(注1) 酒税法においては、果実酒に植物を浸してその成分を浸出させたものは甘味果実酒に分類されています（酒法3十四）。

(注2) 改正前の酒税法では、甘味果実酒を蒸留

した酒類の品目はスピリッツに、果実酒を蒸留した酒類の品目はブランデーに分類されています。今回の果実酒の定義の見直しにより、果実酒にオークチップを浸して成分を浸出させた酒類の品目が甘味果実酒から果実酒に変更されることに伴い、それを蒸留した酒類の品目もスピリッツからブランデーに変更されます。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成30年4月1日から適用されます（改正法附則1五）。

4 製造免許等に係る経過措置

(1) 平成30年4月1日のビール及び果実酒の定義の改正に伴い、「ビールに分類されることとなる発泡酒」、「果実酒に分類されることとなる甘味果実酒」又は「ブランデーに分類されることとなるスピリッツ」につき、発泡酒、甘味果実酒又はスピリッツの製造免許又は販売業免許（以下「製造免許等」といいます。）を受けていた者については、同日に、「ビール（改正前に発泡酒に分類されていたものに限ります。）」、「果実酒（改正前に甘味果実酒に分類されていたものに限ります。）」又は「ブランデー（改正前にスピリッツに分類されていたものに限ります。）」の製造免許等を受けたものとみなす経過措置が設けられています（改正法附則35①②）。

(2) また、平成35年10月1日の発泡酒の定義の改正に伴い、「発泡酒に分類されることとなるその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒」につき、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒の製造免許等を受けていた者については、同日に、「発泡酒（改正前にその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒に分類されていたものに限ります。）」の製造免許等を受けたものとみなす経過措置が設けられています（改正法附則35③）。

(3) なお、いずれの場合においても、改正前に受けていた製造免許等に期限又は条件が付されて

いた場合には、その期限又は条件は、この経過措置により受けたものとみなされる製造免許等にも付されたものとみなされます（改正法附則35⑤）。

5 その他の経過措置

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）では、酒類製造者が製造場から移出する酒類又は酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類等については、その容器又は包装の見やすい箇所に、酒類の品目等の一定の事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければならないこととされています（酒類業組合法86の5）。

前述したビール、発泡酒及び果実酒の定義の見直しに伴い、表示すべき品目にも変更が生じることになりますが、新たなラベルの貼替え等に係る

準備期間が考慮され、次のとおり、品目の表示義務に関する6月間の経過措置が設けられました（改正法附則121）。

- (1) 改正前の酒税法の規定により発泡酒、甘味果実酒又はスピリッツに分類されていたものうち、改正後の酒税法の規定によりビール、果実酒又はブランデーに分類される酒類についての酒類業組合法第86条の5の規定によって行う品目の表示は、平成30年9月30日までは、改正前の品目の表示によることができます。
- (2) 改正前の酒税法の規定によりその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒に分類されていたものうち、改正後の酒税法の規定により発泡酒に分類される酒類についての酒類業組合法第86条の5の規定によって行う品目の表示は、平成36年3月31日までは、改正前の品目の表示によることができます。

三 酒税制度の簡素・合理化等

1 未納税移出手続の簡素化

(1) 改正前の制度の概要

酒税は、酒類が製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる段階で課税することを原則としていますが、酒類の製造場から移出する酒類であっても、他の酒類の原料とするための酒類や海外へ輸出する目的で一定期間酒類の蔵置場に蔵置するための酒類など、いまだ消費のための流通段階に入っていない中間段階にある酒類と認められる一定の法定された目的で酒類を製造場から移出する場合や、法定された目的以外の目的で酒類を他の酒類の製造場又は蔵置場へ移出することについて事前に酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて酒類を製造場から移出する場合には、一定の事項を記載した書類を酒税の申告書（期限内に提出するものに限り）に添付するという事後的な手続を行うことを条件に、未納税で移出することができることとされています（酒法28）。

(2) 改正の内容

改正前の酒税法令で定められている目的以外の目的で酒類を製造場から移出することについて未納税移出の適用を受けるためには、その都度、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならないこととされています。

近年、酒類の製造工程の合理化等を図るために、酒類の製造や容器詰めを他の酒類製造者等に委託することが行われており、酒類の製造場から移出する都度、所轄税務署長の承認を受けていますが、次に掲げる酒類の移出については、その申請のほとんどが承認されている実態があり、酒税の保全及び検査取締り上必ずしも事前承認制度が必要ではないと考えられます。そこで、酒類製造者の承認手続に係る事務負担を軽減する観点から、次に掲げる酒類の移出については、事前承認を得ないで事後的な手続による未納税移出ができることとされました（酒令32二・四）。

- ① 他の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場

に移入するための酒類のうち、酒類製造者から酒類（当該酒類製造者が製造免許を受けた品目の酒類に限られます。）の製造の委託を受けた酒類製造者が、当該委託を受けて製造した酒類を容器に詰めるため当該他の酒類製造者の酒類の製造場又は蔵置場（当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場を除きます。）へ移入するもので、当該他の酒類製造者が当該移入をした後に当該委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場へ更に移出することが明らかなもの

- ② 上記①により移入して容器に詰められた酒類を容器詰め委託を受けた者の酒類の製造場又は蔵置場から上記①の製造の委託をした者の酒類の製造場又は蔵置場に移入するためのもの

(3) 適用関係

上記の改正は、平成29年10月1日から適用されます（改正酒令附則1一）。

2 未納税引取制度の範囲の拡大

(1) 改正前の制度の概要

保税地域から引き取る酒類について未納税引取が認められている趣旨は、上記1の未納税移出の場合と同様であり、事前にその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けることにより未納税で保税地域から酒類を引き取ることができることとされています。

改正前の酒税法では、保税地域から引き取る酒類のうち次に掲げる目的の酒類で次に掲げる場所に引き取る酒類について未納税引取が認められています（酒法28の3、酒令35②、旧酒規9の2）。

- ① 酒類製造者が酒類の原料とするための酒類
その酒類をその原料とする酒類の製造場
- ② 酒類製造者が製造した酒類で輸出されたものを輸出の日から1年以内に引き取るためのもの
その酒類の製造場
- ③ 酒類製造者が自己の酒類の製造場に引き取

る酒類でその酒類製造者が製造した酒類と混和して更に移出することが明らかなもの
その酒類の製造場

(2) 改正の内容

保税地域から引き取る酒類のうち、樽やタンクといった大型の容器に詰められた状態で酒類が保税地域から引き取られる場合には、その酒類を国内において容器詰めする必要があり、いまだ消費のための流通段階に入っていないと考えられます。また、未納税引取制度は、その規定の適用を受けるためには、保税地域の所轄税関長の事前承認と税務署長の確認書の提出が必要であり、酒税の検査取締りの観点からも問題は少ないと考えられます。そこで、酒類製造者が自己の酒類の製造場又は蔵置場へ引き取る酒類で当該酒類製造者が当該酒類の製造場又は蔵置場で容器に詰めて更に移出することが明らかなものについて、未納税引取の対象範囲に追加することとされました（酒規9の2）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成29年10月1日から適用されます（改正酒規附則1一）。

3 承認義務の見直し

(1) 改正前の制度の概要

酒税法においては、酒類の原料や製法等により酒類を分類していますが、酒類の製造行為等のうち重要な特定の事項については、酒類製造者又は販売業者は事前にその製造場又は販売場の所在地の所轄税務署長の承認を受けなければならないとされています（酒法50、酒令56、旧酒規16）。

(2) 改正の内容

今回の酒税改正においては、承認を受ける義務のうち、次の場合について承認を受ける義務が廃止されました（酒規16）。

- ① リキュールの製造免許と清酒、合成清酒又

はみりんの製造免許とを受けている製造場において清酒、合成清酒又はみりんを原料の一部としてリキュールを製造しようとする場合

② 税率の適用区分が異なる発泡酒を混和しようとする場合

(3) 適用関係

上記(2)①の改正については平成29年10月1日から適用され、上記(2)②の改正については平成38年10月1日から適用されます（改正酒規附則1一・三、2）。

4 申告義務（製造方法等申告書の提出期限）の見直し

(1) 改正前の制度の概要

酒類製造者、酒母又はもろみの製造者は、酒類、酒母又はもろみの製造方法の異なるごとに、製造の開始及び製造方法の申告書を、酒類の製造の開始の日の10日前までに、その製造場の所

在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（酒法47①、旧酒令53③）。

(2) 改正の内容

近年、消費者の酒類消費は多様化が進んでおり、効率的な経営の観点から酒類市場の動向等に応じて臨機応変に新商品を提供していく必要があり、酒類製造者における新商品の製造が迅速に開始できるよう、酒類の製造の開始及び製造方法の申告書は、酒類の製造の開始の日までに提出することとされました（酒令53③）。

（注） 製造方法を変更する場合には、異動申告書ではなく、原則として新たな製造方法の申告を行うことが必要です（酒令54、酒規15③）。

(3) 適用関係

上記の改正は、平成29年10月1日から適用されます（改正酒令附則1一）。

第二 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（酒税関係）の改正

1 改正前の制度の概要

酒税は、酒類の製造場から移出をした段階で課税をすることにより、価格への転嫁を通じて最終的には酒類の消費者にその負担を求めることが予定されていますが、酒類の製造場から移出された酒類が、流通段階で震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」といいます。）により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態（以下「亡失等の状態」といいます。）になった場合には、消費者に転嫁される機会を失い、酒類の販売業者の損失は多大なものとなることから、このような状況を考慮し、災害減免法第7条において、当該災害により亡失等の状態になった酒類（以下「被災酒類」といいます。）に係る酒税額に相当する金額を控除又は還付する旨の救済制度が設けられてい

ます。

具体的には、酒類の製造者又は販売業者が販売のために所持する酒類で酒税が課されたものが、災害により亡失等の状態になった場合には、一定の手続により、被災酒類について課された酒税の税額に相当する金額を、当該被災酒類に係る酒税の納税義務者がその災害があった日以後に納付すべき酒税額から控除し、又は還付することとされています（災害減免法7①④）。

（注1） 被災酒類について課された酒税の税額に相当する金額の控除又は還付を受けようとする当該被災酒類に係る酒税の納税義務者は、災害のやんだ日から4月を経過した日の前日の属する月の末日までに、酒税法第30条の2第1項又は第30条の3第1項の規定による申告書（その申告書の提出期限内に提出するものに限り）に、当該控除又は還付を受ける

べき金額の計算に関する明細書及び被災酒類が災害により亡失等の状態になった事実についての確認書を添付しなければならないとされています（災害減免令13）。

(注2) 被災酒類が災害により亡失等の状態になった事実についての確認書は、亡失等の状態になった時に被災酒類を所持していた酒類の製造者又は販売業者の申請により、被災酒類が亡失等の状態になった場所の所在地の所轄税務署長が交付したものとされています（災害減免令14）。

(注3) 確認書を添付して被災酒類に係る酒税額に相当する金額の控除又は還付を受けた酒類の製造者は、被災酒類の所持者（税務署長から交付を受けた確認書を酒類製造者に提供した販売業者等）に対し、当該被災酒類に係る酒税額に相当する金額を支払うことにより、被災酒類の所持者の救済を図ることが予定されています。

2 改正の内容

近年、広範にわたる地域において大規模な被害を伴う災害の発生が頻発しています。こうした大規模災害が発生すると、数多くの酒類の製造者又は販売業者の販売用酒類が大量に被災し、これにより、酒税の納税義務者である全国各地の酒類の製造者が被災酒類に係る酒税額に相当する金額の控除又は還付の手続を行う必要が生じます。こうした状況の下では、現行の被災酒類に係る酒税の還付制度は、被災者及び被災酒類の納税義務者の双方に大きな事務負担が生じるとともに、被災酒類に係る酒税の還付金に相当する金額が被災者に支払われるまでに長期間を要することとなります。

このため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、

新潟県中越沖地震、東日本大震災、熊本地震の発生の際には、広範にわたる地域で大きな被害が発生したことを踏まえ、本制度の還付手続を弾力的に運用し、特定の酒類製造者を被災酒類の製造者と、その酒類製造者の製造場を被災酒類の製造場とそれぞれみなして、被災酒類に係る酒税の還付手続をその酒類製造者の製造場において一元的に行うという対応を行ってきました。

今回の酒税改正では、今後の大規模災害の発生時に備え、災害への税制上の対応の一環として、従来の運用上の対応を恒久的な法令上の措置として位置付けるため、被災酒類に係る酒税の還付手続の特例措置が創設されました。

具体的には、酒類の製造者又は販売業者が販売のために所持する酒類で酒税が課されたものが、災害により亡失等の状態になった場合において、その災害について、国税通則法第11条の規定が適用される地域の指定（国税庁長官による期限を延長する地域の指定をいいます。）があり、かつ、国税庁長官がその地域に所在する被災酒類に係る納税義務者に代わる酒類の製造者を指定したときは、その指定された酒類の製造者を被災酒類に係る酒税の納税義務者とみなして、被災酒類に係る酒税額に相当する金額の控除又は還付の手続をその指定された酒類の製造者において一元的に行うこととされました（災害減免法8）。

なお、この特例の対象となる被災酒類については、①被災酒類に係る酒税の納税義務者である酒類製造者が所持する酒類、②国税庁長官による被災酒類に係る納税義務者に代わる酒類製造者の指定前に被災酒類に係る酒税の還付制度の適用を受けた酒類を除くこととされています（災害減免令15の2）。

第三 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 (酒税関係)の改正

1 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置

(1) 改正前の制度の概要

沖縄県の区域内にある酒類の製造場のうち沖縄の酒税法の規定による免許を受けて復帰前から引き続き酒類を製造していたものとして所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、平成29年5月14日までに、沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるもの(沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出する目的で酒類の製造場から移出されるものは除かれます。)に係る酒税の税額は、単式蒸留焼酎(泡盛等)にあっては本土の税額の100分の65、その他の酒類にあっては本土の税額の100分の80とされていました(旧沖特法80①一、旧沖特令72)。

(注) 昭和47年5月に沖縄が本土に復帰するに際し、復帰前の沖縄における酒類の税負担を本土と比較すると総体的に低い水準にあったという実情を踏まえ、酒税について復帰後直ちに本土の税制をそのまま適用するとした場合には、沖縄における一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響が大きいと考えられたことから、その影響を緩和するため、復帰後5年間は、沖縄県産酒類については、原則として復帰前の税負担水準を維持する措置が講じられました。

その後、昭和52年においては、本特例措置の適用期限を5年間延長するとともに、税負担水準を段階的に本土並みに近づけていくための措置が講じられましたが、さらに昭和57年度、同62年度、平成4年度、同9年度、同14年度、同19年度及び同24年度においても、沖縄県の社会経済情勢等を考慮して、それぞれ5年間の期限延長措置が講じられてきたところです。

(2) 改正の内容

本特例は、沖縄の復帰に伴い、本土税制の沖縄県における円滑な実施を図るための経過的な措置として講じられたものであり、沖縄県の産業振興、県民生活の安定向上に大きく寄与してきたところです。

本特例の適用期限の到来に際して、沖縄県の社会経済情勢等を考慮しつつ、他の沖縄関係税制の延長期間を踏まえ、その適用期限を平成31年5月14日まで2年延長することとされました(沖特法80①一、沖特令72)。

2 沖縄県産酒類に係る酒税の差額課税の申告期限の特例

(1) 改正前の制度の概要

前述のとおり、沖縄県の区域内にある酒類の製造場のうち復帰前から酒類を製造していたものとして所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、沖縄県の区域内に移出するものについては酒税が軽減されますが、酒税が軽減された酒類(以下「沖縄軽減酒類」といいます。)を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者をその酒類の製造者と、その積み込み場所をその酒類の製造場と、その積み込みの時にその酒類をその製造場から移出したものとそれぞれみなして、軽減された酒税額に相当する金額(差額課税分)を積み込みに係る酒税額として、酒税に関する法令の規定を適用することとされていました(旧沖特法81①)。

また、この場合において、その酒類の製造者とみなされる者が酒税法の規定により提出すべき酒税の申告書は、その積み込みをした酒類を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時まで提出しなければならない

とする申告期限の特例が設けられていました（旧沖特法81③）。

ただし、税務署長の承認を受けた場合には、その申告書の提出は、移出されたものとみなされた日から起算して1月を超えない範囲内で税務署長が指定した日とすることができることとされてきました（旧沖特法81③ただし書）。

(2) 改正の内容

近年、沖縄軽減酒類を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に移出する酒類の販売業者数及び差額課税の申告書の提出件数がともに増加しており、沖縄軽減酒類を沖縄県の区域以外の本邦の地域に移出する目的で船舶又は航空機に積み込む都度、その積み込む時までに申告書を提出する申告手続に対しては、酒税の保全上の問題等が生じない範囲内で、酒類販売業者及び税務当局双方の事務負担を軽減することを求める意見がありました。

平成29年度税制改正では、本制度の簡素・合理化等を図る観点から、沖縄軽減酒類を沖縄県の区域以外の本邦の地域に移出する目的で継続的に船舶又は航空機に積み込む者が、沖縄軽減酒類の主たる積込み場所の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた場合には、その者が提出すべき酒税の申告書については、改正前の申告期限の特例を適用せずに、酒税法第30条の2の規定の適用により、その月分に製造場から移出したとみなされた沖縄軽減酒類の合計数量に対する酒税につき、翌月末日までに提出することができることとされました。

具体的な改正の内容は次のとおりです（沖特法81④）。

① 継続的に船舶又は航空機に積み込む者の範囲

沖縄軽減酒類を沖縄県の区域以外の本邦の地域に移出する目的で継続的に船舶又は航空機に積み込む者（以下「継続積込み者」といいます。）は、次のいずれかに該当する者とされています（沖特令87④、沖特規26）。

イ 沖縄軽減酒類に係る酒税の差額課税の申告書を、本特例に係る承認の申請の日の属する月の前月の末日以前6月内の各月において2回以上提出した者

ロ 本特例の承認の申請の日の属する月の前月の末日以前6月内に酒類の販売業免許を受けた者であって、その販売業免許を受けた日から当該前月の末日までの間における酒税の差額課税の申告書の提出回数をその販売業免許を受けた日の属する月から当該前月までの月数で除し、これに6を乗じて得た数が12以上となる者

② 承認を受けようとする場合の手続

本特例の適用を受けようとする継続積込み者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主たる積込み場所の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（沖特令87⑤）。

イ 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

ロ 販売場の所在地及び名称

ハ 申請の日の属する月の前月の末日以前6月内の各月における沖縄軽減酒類に係る差額課税の申告書の提出回数及び積込み数量

ニ 酒類の製造場とみなされる場所の所在地として税務署長の指定を受けた場所の所在地（以下「みなし納税地」といいます。）

として指定を受けようとする場所（沖縄県の区域内の場所に限られます。）の所在地

ホ ニの場所の所在地をみなし納税地とすることを便宜とする理由

ヘ 主たる積込み場所及びその他の積込み場所の所在地

ト その他参考となるべき事項

③ 承認及びその効力等

上記②の申請書の提出があった場合には、税務署長は、酒税の取締り上特に不適當であると認められる事情がある場合を除き、その申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに本特例の適用の承認をするとともに、みなし納税地の指定を行います。この場合

の承認の効力は、その承認をした日の属する月の翌月1日に生ずるものとされています(沖特令87⑥)。

ただし、当該申請書の提出があった場合において、その申請書を提出した者が次のいずれかに該当するときは、税務署長は、その承認をしないことができることとされています(沖特令87⑦)。

イ 当該申請書の提出が、本特例の承認の取消しの通知を受けた日又は本特例の適用を受けることをやめようとする届出書の提出があった日以後1年以内に行われたものであるとき。

ロ 現に国税の滞納があり、かつ、酒税の保全上特に不相当と認められる事情があるとき。

④ 適用を受けることをやめようとする場合の手続

本特例の適用の承認を受けた者がその適用を受けることをやめようとする場合には、次に掲げる事項を記載した届出書をみなし納税地を所轄する税務署長に提出することとされています(沖特令87⑨)。

イ 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

ロ 本特例の適用を受けることをやめようとする旨

ハ その他参考となるべき事項

⑤ みなし納税地を変更する場合の手続

本特例の適用の承認を受けた際に所轄税務署長が指定をしたみなし納税地を変更しようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書をみなし納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならないこととされています(沖特令87⑩、沖特規26の2)。

イ 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

ロ 販売場の所在地及び名称

ハ 本特例の承認を受けた年月日及び承認番号

ニ みなし納税地

ホ みなし納税地を変更しようとする沖縄県の区域内の他の場所の所在地

ヘ ホの場所の所在地をみなし納税地とすることを便宜とする事情

ト その他参考となるべき事項

3 酒販組合に関する経過措置

(1) 改正前の制度の概要

沖縄県の区域の全部又は一部の区域を地区とする酒販組合については、平成29年5月14日までは、酒類業組合法における酒販組合の構成要件に関する規定及び構成要件を欠く酒販組合に対する解散命令に関する規定は適用しないこととされていました(旧沖特令110)。

(注) 酒類販売業者については、酒類業組合法の規定により、酒販組合を設立することができるとされています。

その設立に際しては、組合員の総数とその地区内の組合員たる資格を有する者の総数の3分の2以上であることが必要とされています(酒類業組合法14③)。

また、酒販組合がこの構成要件を欠くに至ったときは、財務大臣は、酒販組合に対して、その解散を命ずることができることとされています(酒類業組合法90二)。

(2) 改正の内容

本措置が本土復帰以前の沖縄における酒類販売業者の特殊事情等を考慮して講じられたものであることに鑑み、その適用期限を平成31年5月14日まで2年延長することとされました(沖特令110)。

第四 その他の制度改正

1 構造改革特別区域法における酒税法の特例の改正

(1) 改正前の制度の概要

酒税法では、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造について免許制を採用し、酒類の年間製造見込数量が一定量（最低製造数量）に達しない場合には、酒類の製造免許を受けることができないこととされています（酒法7①②）。

（参考） 主な酒類の製造免許に係る最低製造数量基準

- ・清酒、連続式蒸留焼酎、ビール……60kl
- ・単式蒸留焼酎、みりん……10kl
- ・果実酒、原料用アルコール、その他の醸造酒、リキュール……6kl

一方で、構造改革特別区域法では酒税法の特例として、構造改革特別区域内において生産される農産物等を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図る観点から、農家民宿等を併せ営む農業者が、自ら生産した果実又は米（以下「果実等」といいます。）（これらに準ずる一定のものを含みます。）を原料として果実酒又はその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととされています（旧特区法28①）。

（注1） 自ら生産した果実等に準ずる一定のものとは、災害等により自ら生産した果実等を原料とすることができなくなった場合（地方公共団体の長から証明を受けた場合に限り）における構造改革特別区域内において生産された果実等（災害等により構造改革特別区域内において生産された果実等を原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合には、構造改革特別区域以外の地域にお

いて生産された果実等を含みます。）とされています（旧特区規1①②）。

（注2） 本特例の適用を受けて製造した果実酒は、構造改革特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場において飲用に供する場合を除き、販売してはならないこととされています（旧特区法28③）。

また、構造改革特別区域内に所在する自己の製造場において、地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（当該構造改革特別区域内において生産等がされる農産物、水産物又は加工品（以下「特区内農産物等」といいます。）又はこれに準ずる一定のものに限り）を原料として果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準を、果実酒については2klに、リキュールについては1klに、それぞれ引き下げることとされています（旧特区法28の2①）。

（注1） 特区内農産物等に準ずる一定のものは、災害等により当該特区内農産物等を原料として果実酒又はリキュールを製造することができなくなった場合（地方公共団体の長から証明を受けた場合に限り）における構造改革特別区域以外の地域において生産された当該特区内農産物等と同一の種類のものでされています（旧特区規3）。

（注2） 本特例の適用を受けたリキュールの製造に当たっては、リキュールの原料となる酒類については、構造改革特別区域内にある自己の酒類製造場で製造したものを使用することはできません（旧特区法28の2①）。

(2) 改正の内容

平成29年度税制改正においては、地方公共団

体から国家戦略特別区域諮問会議に提出された特区提案（特産品焼酎等の製造免許要件の緩和）を受けた内閣府の税制改正要望を踏まえ、酒税の保全を図りつつ、地域の特色を活かした酒類の製造を後押ししていく観点から、構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、特産農産物等を原料として単式蒸留焼酎を製造しようとする者又は特産農産物等を原料として単式蒸留機により原料用アルコール（単式蒸留焼酎の製造過程で製成される少量の初垂れ）^{はなた}を製造しようとする単式蒸留焼酎の製造免許を受けている者が、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの製造免許を申請した場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準（単式蒸留焼酎にあっては10kl、原料用アルコールにあっては6kl）を適用しないこととされました（特区法28の2①）。

（注1） 本特例の適用を受けた単式蒸留焼酎の製造数量は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして、一定の数量を上限とすることとされています（特区法28の2②）。

（注2） 本特例の適用を受けて製造した原料用アルコールは、観光客を呼び込むことを通じて地域の活性化を図る等の観点から、構造改革特別区域内に所在する自己の営業場で飲用に供する場合又は同区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に提供する者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場合その他一定の場合を除き、販売してはならないこととされています（特区法28の2③）。

（注3） 本特例の適用を受けて単式蒸留焼酎の製造免許を受けた場合は、その製造免許を受けた製造場においてみりんの製造免許を受けようとする際に最低製造数量基準を適用しないとする規定（酒法7③二）は適用されません（特区法28の2⑤）。

（3）適用関係

上記の改正は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）の公布の日（平成29年6月23日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（改正特区法附則1）。なお、施行期日を定める政令のほか、関係政省令等については、今後明らかにされる予定です。

2 「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」の概要（議員立法）

（1）改正の背景等

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第57号。以下「酒税法等改正法」といいます。）は、国税庁が定めている「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「取引指針」といいます。）に法的な拘束力がないため、この取引指針に則していない取引が散見される状況にあることや、酒類販売管理者が受けるべき酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」といいます。）の受講が努力義務とされており、酒類の適正な販売管理の確保という点で支障が生ずるおそれがあることから、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るとともに、酒類の適正な販売管理の確保を図ることを目的としたものです。この酒税法等改正法は、平成28年5月10日に衆議院財政金融委員長提案として起草され同月12日に衆議院本会議で可決し参議院に送付された後、同月25日に参議院で可決・成立し、同年6月3日に公布されました。

また、関係政省令等もそれぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成29年政令第45号）
- ・ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

施行規則の一部を改正する省令（平成29年財務省令第32号）

- ・ 酒類の公正な取引に関する基準（平成29年国税庁告示第2号）

以下では、酒税法等改正法の具体的な内容等について解説します。

(2) 改正前の制度の概要及び改正の内容

① 酒類業組合法の一部改正関係

イ 酒類に関する公正な取引の基準の創設

酒類業を所管する国税庁では、人口減少社会の到来等により経営環境に変化が見られることや、酒類小売業の多様化等により事業者間での酒類の取扱数量や取引価格に格差が生じてきている状況等に鑑み、酒類の公正取引の確保に向けた自主的な取組みを促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、平成18年8月に、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき取引指針を制定するとともに、酒類の取引状況等実態調査を実施し、取引指針に則していない取引等が認められた場合には改善に向けた指導を行うほか、公正取引委員会とも連携し、酒類の公正取引の確保に努めているところです。

(注) 取引指針においては、酒類に関する公正な取引に関する事項として、①合理的な価格の設定、②取引先の公平な取扱い、③公正な取引条件の設定、④透明かつ合理的なリベート類が定められています。

しかし、取引指針は国税庁の事務運営指針であり法的な拘束力がないため、この取引指針に則していない取引が散見される状況にあることから、取引指針をより実効性の高いものとするため、酒類業組合法の枠組みの中で具体的な基準を定めることとさ

れました。

具体的には、財務大臣が、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引について酒類製造業者又は酒類販売業者（以下「酒類業者」といいます。）が遵守すべき必要な基準（以下「公正な取引の基準」といいます。）を定めてこれを告示するとともに、この公正な取引の基準を遵守しない酒類業者があるときは、当該酒類業者に対して公正な取引の基準を遵守すべき旨を指示し、その指示に従わない場合において酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、当該酒類業者に対して公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができることとされました（酒類業組合法86の3①③④、86の4）。

なお、財務大臣の指示に従わない酒類業者があるときは、その旨を公表することができることとされています（酒類業組合法86の3⑤）。

(注1) 財務大臣は、公正な取引の基準を定めるに当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意することとされています（酒類業組合法86の3②）。

(注2) 財務大臣は、おおむね5年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正することとされています（酒類業組合法86の3⑥）。

平成29年3月31日に告示された酒類の公正な取引に関する基準（平29国税庁告2）の具体的な概要は次のとおりです。

(1) 基準の対象	平成29年6月1日以後に酒類業者が行う酒類の取引
(2) 基準の概要	酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならない。 ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売すること。 ② 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること。
(3) 用語の意味	
「正当な理由」	季節限定品でその期間が過ぎたものや、ラベルに汚損がある等の理由で、通常の価格で販売することが困難であると認められる場合をいう。
「総販売原価」	売上原価の額と販売費及び一般管理費の額の合計額をいう。
「継続して販売」	相当期間にわたって繰り返して販売することをいう。 (毎週・毎月、週末や特定の日等に限って、銘柄等を変えて販売する場合も含まれる。)
「相当程度の影響」	酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、以下の事項を総合的に考慮して判定する。 ① 酒類の総販売原価割れ販売を行っている酒類業者（以下「廉売業者」という。）の公正取引に係る過去の改善指導の状況等 ② 廉売業者の酒類事業の規模（酒類の販売数量・売上高・シェア等） ③ 廉売業者の廉売の態様（総販売原価割れの程度、廉売数量・期間、廉売の頻度・銘柄数等） ④ 廉売業者の廉売商品に係る広告の展開状況 ⑤ 廉売業者の酒類事業に対する廉売の影響（経営状況） ⑥ 周辺の酒類業者の酒類事業に対する廉売の影響（廉売対象酒類の売上高の減少、対抗廉売の実施等）

ロ 酒類販売管理研修の義務化等

酒類小売業者は、酒類の販売場ごとに、酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者を選任し、3月以内に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととされてきました（旧酒類業組合法86の9①⑤）。この研修は法令上、受講が努力義務とされており、また、定期的な研修の受講は任意であったことから、初回研修の受講率は約9割、再受講率は約3割となっていました。

(注) 酒類販売管理者とは、酒類の適正な販売管理の確保を図るため、選任された販売場において、酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務が行われるよう酒類小売業者に助言をし、酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行う者をいいます。

このような状況に鑑み、酒税法等改正法

においては、特殊性を有する酒類の販売管理に資するよう、酒類小売業者は、酒類の販売業務に従事する者であって酒類販売管理研修を過去3年以内に受けた者のうちから酒類販売管理者を選任し、欠員が生じた場合には速やかに新たな酒類販売管理者の選任を行うとともに、酒類販売管理者が最新の法令知識を習得することができるよう、3年を超えない期間ごとに、酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受けさせなければならないこととされました（酒類業組合法86の9①⑥、酒類業組合法11の8、11の17）。

(注) 財務大臣は、3年を超えない期間ごとの酒類販売管理研修の受講義務を遵守していない酒類小売業者がある場合には、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告し、その勧告に従わない場合には、期限を定めてその勧告に係る措置をとる

べきことを命令することができることとされています（酒類業組合法86の9⑦⑧）。

なお、酒類小売業者は、当該酒類販売管理者の氏名及び最後に酒類販売管理研修を受けた日など必要な事項を記載した標識を販売場ごとに掲げなければならないこととされました（酒類業組合法86の9⑨、酒類業組合法11の18）。

ハ その他

(イ) 財務大臣の質問検査権の対象に、酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者とその事業に関して関係のある事業者を追加することとされました（酒類業組合法91①）。

(ロ) 財務大臣は、公正な取引に関する基準の制定をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会への協議及び国税審議会への諮問をしなければならないこととされました（酒類業組合法86の8、94①）。

(ハ) 公正取引委員会又は財務大臣が、公正な取引の基準に違反する事実又は酒類の取引に関して不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会と財務大臣との間において相互にその事実を報告することとされました（酒類業組合法94③④）。

(ニ) 酒類業組合法第86条の4（公正な取引の基準に関する命令）又は第86条の9第8項（酒類販売管理者）の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとされました（酒類業組合法98一・二の三）。

② 酒税法の一部改正関係（免許拒否事由等の見直し）

酒税法では、酒税の適正かつ確実な課税を確保する観点から、酒類や酒母等を製造しようとする場合及び酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする場合には税務署長から免許を受けなければならないこ

ととされています（酒法7～9）。

また、これらの免許の申請があった場合、申請者が一定の事由（以下「免許拒否事由」といいます。）に該当すると認められる場合には、税務署長は免許を与えないことができることとされています（酒法10）。

この免許拒否事由のうち違法精神を踏まえたものとしては、

イ 免許の申請者が、酒税法の規定により酒類の製造免許や販売業免許等を取り消され、又はアルコール事業法の規定によりアルコール製造の許可を取り消されたことがある者である場合（酒法10一）

ロ 酒類の製造免許や販売業免許を受けた法人が酒税法又はアルコール事業法の規定により免許又は許可を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の業務を執行する役員であった者でその法人がその取消処分を受けた日から3年を経過するまでのものが免許を申請した場合（酒法10二）などが規定されています。

さらに、免許を受けた者が一定の事由（以下「免許取消事由」といいます。）に該当する場合には、税務署長は、免許を取り消すことができることとされています（酒法12～14）。

(注) 免許取消事由には、例えば、偽りその他の不正の行為により免許を受けた場合、酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者に該当することとなった場合、3年以上引き続き酒類を製造しない場合（販売業免許にあっては、2年以上引き続き酒類を販売しない場合）等があります。

酒税法等改正法においては、酒類業組合法第84条（酒税保全のための勧告又は命令）及び上記①イで新設された酒類業組合法第86条の4（公正な取引の基準に関する命令）の規定による命令の実効性を高める観点から、こ

これらの命令に違反した場合を免許取消事由に追加（酒法12六、14四）するほか、これらの免許取消事由に該当することにより酒類の製造免許等を取り消された場合を免許拒否事由に加えることとされました（酒法10一・二）。

また、これまでは、酒税法又はアルコール事業法の規定により免許又は許可を取り消され、上記②イの免許拒否事由に該当する申請者に対しては、再び免許を与えないことができるとされていましたが、酒税法等改正法においては、前述の免許拒否事由の追加に伴い、免許の申請者が一定の事由により免許を取り消された者である場合には、免許を取り消さ

れた日から3年間に限り免許を与えないことができることとされました（酒法10一）。

(3) 適用関係

上記の改正は、酒税法等改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成29年6月1日）から施行することとされています（酒税法等改正法附則1、施行期日政令）。また、酒類の公正な取引に関する基準（国税庁告示）についても、酒税法等改正法の施行の日と同日から適用することとされています。